

# 総務企画常任委員会

令和5年3月10日（金）



## 総務企画常任委員会

定例会名 令和5年第1回定例会  
招集日時 令和5年3月10日(金) 午前10時00分  
招集場所 市役所 第3会議室

出席委員 7名  
委員長 藤田 尚美  
副委員長 遠藤 憲子  
委員 黒木 のぶ子  
" 石原 幸雄  
" 市川 圭一  
" 諸橋 太一郎  
" 北島 登

欠席委員 なし

出席説明員  
副市長 滝本 昌司  
総務部長 飯野 喜行  
市民部長 小川 茂生  
議会事務局長 野口 克己  
総務部次長兼人事課長 本多 聡  
市民部次長兼市民活動課長 栗山 裕一  
総務課長 橋本 円  
防災課長 中澤 久  
監査委員事務局長 大里 明子  
農業委員会事務局長 榎本 友好  
庶務議事課長 飯田 晴男

議会事務局出席者  
書 記 飯畑 美由紀

## 令和5年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 総務企画常任委員会

議案第 3号 牛久市個人情報の保護に関する法律施行条例について

議案第 4号 牛久市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

令和4年議案第63号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

令和4年議案第64号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

令和4年議案第65号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

午前10時00分開会

○藤田委員長 おはようございます。

ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、副市長、総務部長、市民部長、議会事務局長、総務部次長兼人事課長、監査委員事務局長、総務課長、農業委員会事務局長、市民部次長兼市民活動課長、防災課長、庶務議事課長であります。書記として、飯畑さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 3号 牛久市個人情報の保護に関する法律施行条例について

議案第 4号 牛久市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の4件、それから、令和4年第4回定例会より継続審査となっております案件として、

令和4年議案第63号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

令和4年議案第64号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

令和4年議案第65号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

以上3件、合わせて7件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第3号、牛久市個人情報の保護に関する法律施行条例についてを議題といたします。

議案第3号について、提案者の説明を求めます。総務課長。

○橋本総務課長 おはようございます。総務課の橋本でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第3号、牛久市個人情報の保護に関する法律施行条例について御説明いたします。

令和3年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、個人情報の保護に関する法律が改正されました。

この改正は社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を目的としておりまして、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、法律に基づく全国共通ルールにより制度を運用していくこととなります。

法改正に伴いまして市として必要な規定を定めるため、本条例を制定し、現行の牛久市個人情報保護条例を廃止いたします。

また、廃止する牛久市個人情報保護条例を引用している4つの条例につきましても、併せて所要の文言の改正を行うものでございます。

法律で市が条例で定めることができることとされた内容といたしまして、開示請求に係る手数料の

金額、開示決定の期限につきましては現行の制度と同様といたします。開示決定の期間延長、開示決定等の期限の特例につきましては改正法の規定に合わせさせていただいております。

以上となります。

○藤田委員長 これより議案第3号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 おはようございます。

今、御説明いただいたように、デジタル化に向けた形での個人情報保護ということでもありますけれども、これは上位法の中で施行されるわけですが、牛久市独自のということがされているのかどうか、その辺については全く上位法をそのまま踏襲するというような形を取るのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○藤田委員長 総務課長。

○橋本総務課長 今回の法改正で一番大きいところとしまして、これまで各自治体で個人情報制度を運用していましたが、全国共通ルールに基づいて制度を運用していくこととなりますので、市で独自で何かというのができづらいというか、できない仕組みになりましたので、市で独自というのは特にございません。

以上となります。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 ということになりますと、全くこのままの状況で牛久の運用という形で理解してよろしいんですね。

○藤田委員長 総務課長。

○橋本総務課長 そのとおりでございます。

○藤田委員長 質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 上位法である個人情報保護法をずっと眺めたんですが、非常に難しく、しかも分かりにくいと。それで、ここで一番危惧されるのは、今度、法律に基づいて個人情報を匿名加工すれば、もういろんなところに提出できるというふうなことが記載されているんですけども、そこで、最近でも電力会社が個人情報の閲覧で76万件もあったという報道がされていますけれども、そのような漏えいあるいは不正利用、その危険性がまだあると思うんですが、そういった点はどうなっているのか教えてください。

○藤田委員長 総務課長。

○橋本総務課長 まず、今回の改正法で取り入れられました行政機関等匿名加工情報という新しい概念が入っておりますが、こちらについて少し御説明をさせていただきます。

匿名加工情報というのは、市が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工します。この加工においては、加工することで、もともと市が持っている保有情報と照合しても誰だか分からないようにする。といってもちょっと意味が分からないと思うので、例えば、住民票があったとしまして、例えば名前を素直に記号か何かに置き換えたとしても、例えばですけども、最高年齢の人が、例えば110歳の方が1人だけいたとすれば、名前を匿名にしたと

してもなお110歳の方は1人しかいませんので、全然匿名加工になっていないんですね。ですので、自治体として匿名加工情報を出す際には、元の名簿に戻っても誰だか分からぬようにしなくてはいけないので、例えば、110歳の方が含まれれば、90歳以上の方は何人いるようなデータの加工の仕方をしないと特定されてしまいますので、いわゆる特異な個別認識ができてしまう情報をいかに排除するかというところが実は加工情報技術の難しいところでして、そこをクリアして初めて匿名加工情報として民間利用が可能になると考えております。

牛久市においては、当面の間は政令指定都市までしかこの制度を運用しませんので、当面、牛久市においては、この匿名加工する技術というものがまずどうすればいいかというところをまたこれから議論しないといけないことと、実際、行政機関、市が所有している個人情報をも民間がどのように活用するのかという事例を、これから法が施行されますのでいろんな活用事例が出てくると思います。そういったものをまず見てから、市でこの匿名加工情報の制度を運用していくので、その際には当然加工して民間利用に提供するので、加工する手数料というのが徴収できるようになるんですけども、それは条例改正が必要になりますので、改めて運用する際には条例を改正させていただくということになりますので、今回はまだ見送らせていただいている状況です。

ですので、不正利用ということに関しては、加工されますので、誰だか分からなくするということによるので、不正利用という考えはこの制度においては無いものと考えております。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 不正利用というのは必ずあると考えております。どんな厳しい法律、どんな厳しい規則をつくっても、それを破る者は必ず出てくるというのがこれまでの社会の動きというか歴史の中で示されている。もしそういうことが可能なら犯罪はなくなるわけですけども。

ちょっと話題を変えて、この法律のほうでは、各個人情報扱う機関、行政等については基本方針をつくるということになっていますが、市のほうは現状どうなっているのでしょうか。

○藤田委員長 総務課長。

○橋本総務課長 基本方針については、現行の個人情報保護条例がございますので、そちらを踏襲しつつ、これから策定して公表が必要ですけども、まだ、すみません、公表できる御状況はありませんが、いわゆる安全管理措置についてこれから規定させていただいて公表させていただく予定となります。

以上です。

○藤田委員長 ほかにございませんか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今、課長の説明の中にもありましたが、全国の共通ルール、この規定になることによって、公的部門とか民間部門、その個人情報の扱いが全国統一になるというふうに判断をするんですが、一番心配するのは、全体の所管を今度は個人情報の保護委員会に一元化をするという、これは次の条例のほうに関わってくるのかもしれないんですけども、市のほうで今までこういうようなことは多分なかったと思うんですけども、市が全然そういうものに対して関与できない、こういうようなことになってしまうのではないかとということで、今、北島委員のほうでもありましたけれども、行政機関等で匿名加工、情報の取扱いに関する規律を明確化というこ

とを一応言われていたんですけれども、牛久の場合にはそういうような場合に新たな条例改正が必要だという答弁でいいわけですね。ですから、そういうことで共通ルールが規定になることによって、民間にもそういうような活用がされる可能性が非常に多いということ、そういうところでは個人情報のデータの漏えいとか、そんなようなことが大変心配されるんですけれども、その辺の扱いというのは、この条例が新たに施行されることによって防ぐことができるのかどうか、その辺を伺います。

○藤田委員長 総務課長。

○橋本総務課長 情報漏えいということで申しますと、現在の個人情報保護条例下におきましても、当然、情報漏えいという問題は危惧されるところでして、それに対して罰則等で規定させていただいているところなんですけど、今度の改正法においても当然漏えいに対する罰則規定というのは厳しく設けられておきまして、それと別に、匿名加工情報というのは公にデータとしてお渡しすることになりますので、ここはそういったお渡しするというルールに基づいて情報提供がなされるものですので、その部分単独をもって情報漏えいということはあり得ないと考えております。ですので、情報漏えいというのが、今ですとデジタル時代ですので、例えばUSBにデータを不正に職員とかが入れて漏えいするという、それは今の状態でも起こり得る。ですので、モラルの問題でもありますが、そこは厳しく法律もしくは現行の条例で律されていると思っておりますので、そこについて法が改正されたことで何か大きく変わるという認識はありません。

以上となります。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今度のあれによっては大きく変わることはないということなんですけど、結局、今、個人の権利とか利益を害するおそれというのはやはり今後もあり得ると思うんですね。それで、保護委員会、次のあれになると思うんですけど、そういう方の報告と、本人への通知、そういうのが義務化をされるのではないかと思うんですけど、その辺の考えというのはどうなのか伺います。

○藤田委員長 総務課長。

○橋本総務課長 お答えします。

情報漏えいがあった際には御本人に通知することは、こちらは法律で明記されておりますので、そのようになります。

個人情報保護委員会には幾つか要件があるんですけど、情報漏えいした際には個人情報保護委員会にも報告がされ、また市において公表される必要があるというふうに認識しております。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 牛久の場合には個人情報ファイル簿というのを作っているのかどうか、その辺をちょっと確認をしたいと思えます。

○藤田委員長 総務課長。

○橋本総務課長 現在は個人情報登録簿というのを条例上制定してまして、市が保有している

個人情報はどういうものを登録しているかというのが網羅されている状態なんです、改正法においては、匿名加工情報の提供に向けまして、1,000件以上の個人情報を市が何を持っているか、保有しているかについて公表することになります。現在、各課において1,000件以上の個人情報を持っているものについて集約しておりまして、こちらはホームページ等で公開することを規定されていますので、整い次第、公開させていただいて、それが将来的には行政機関等匿名加工情報の基になる予定でございます。

以上です。

○藤田委員長 以上で議案第3号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第4号、牛久市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第4号について、提案者の説明を求めます。総務課長。

○橋本総務課長 総務課橋本です。引き続きよろしく申し上げます。

議案第4号、牛久市情報公開・個人情報保護審査会条例について御説明をいたします。

先ほど議案第3号で御説明しました個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、現行の牛久市情報公開・個人情報保護審査会条例を改正いたします。

改正法によりまして、審査会において調査審議することとして、審査請求についての諮問を受け調査審議することを所掌事務とするものでございます。

また、同条例を改正することで、改正前の条文を引用していた条例がございましたので、そちらについても附則において文言の改正を行ってまいります。

以上です。

○藤田委員長 これより議案第4号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 第3号にちょっと関連するんだと思うんですが、今回の改正によりまして、個人情報の収集や利用が適切かどうか審議するのは、今までの市の情報公開・個人情報保護審査会から、国の個人情報保護委員会が全国的に事案を扱うということになるという理解でいいのかどうか、その辺をまず1点伺いたいと思います。

○藤田委員長 総務課長。

○橋本総務課長 個人情報、行政機関においては原則本人からの提供に基づくもの、あと法令等に基づいて情報収集できるのが地方公共団体というふうに第5章で規定されてきましたので、それについて情報収集するということは法律で明確化したものと思っております。ですので、今、国の個人情報保護委員会とのやり取りにおいては、どこかの自治体でハードディスクを廃棄したときに大量の情報漏えいが起きてしまったというような事案がありましたけれども、そういった際に、保護委員会から、市はどういうふうに安全管理規定を行っているのかといった調査もしくは勧告等があるものということを想定しております。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 そうしますと、特別な事例ですか、そういうようなときが国の情報保護委員会ということになるのかどうか。いろいろと情報を見たときには、国が全国的にこのような事案を扱うということになるということが出てきています。ということは、国がこのようなことを集中すると、今でも大変な状況の中で混雑が生じてしまうということは明らかではないかというふうに理解をするもので。

今、ここは牛久市のあれなんですけれども、国内では、民間の事業者がいろいろと起こした個人情報の漏えい事件、こういうのも保護委員会で6月に発表したということも出ておりますので、非常にやはり個人データの漏えいと、牛久市ではそういうような状況がないというようなこともあったんですけれども、そういうことが大変増えるということがやはり懸念をされるものなんです。ですから、やっぱりこういうような個人情報に関する、市民の個人情報を国が一手に引き受けて、悪い言い方かもしれませんが、企業などがもうけのために活用するということを大変懸念をするものなんですけれども、その辺は市ではどういうふうに、今度の条例制定についてどのように受け止めていけばいいのか、その辺を教えてください。

○藤田委員長 総務課長。

○橋本総務課長 今後、匿名加工情報がどのように扱われていくかなんですけれども、まず、市が保有する情報が民間でどのように活用されるかの事例というのが、あまりたくさんは今ない状況です。

市として一番懸念するのは、匿名加工、誰だか分からなくするという技術が、まだ正直、今現在ではございませんので、その技術を確立するという手法をまず研究して早急に組み立てなければいけないものと思っております。

その上で、1,000件以上の情報は公表するものになりますので、それが特異な情報として表に出ないように、十分どうやって配慮するかというのをまず重きを置きたいと考えておりますので、その後に、活用事例もその頃には集まってくると思います。そうしたところで牛久で公表しなければなりませんので、それを加工するというところの整理が整わないと、ちょっと今すぐには運用ができないというところで今はとどめておきたいと思っております。

以上です。

○藤田委員長 以上で議案第4号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第5号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第5号について、提案者の説明を求めます。総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 人事課本多です。よろしくお願いいたします。

議案第5号、牛久市特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、改正の概要、理由ですが、条例別表第1につきまして、3点の改正を行います。

まず1点目ですが、監査委員の職名の欄の名称の改正になります。牛久市監査委員条例の一部を改正する条例が令和4年6月の議会で議決されたことを受けまして、議員のうちから監査委員

を選出しないこととなるため、本条例の監査委員の欄、「学識経験者」を「代表委員」に、「議会議員」を「委員」に名称の改正を行います。

続きまして、2点目の改正です。

農業委員等の報酬の改正になります。農業委員等の月額報酬のほかに支給する実績に応じた上乗せ報酬につきまして、財源となる農地利用最適化交付金の運用見直しに伴いまして、実情に即した運用とするために、現行で上乗せ額について職名に応じ加算額の範囲を定めているところを規則で定める額という形で改めるという形になります。

3点目です。

消防団員の報酬の改正等です。まず、団員数の減少に歯止めをかけるため団員の処遇改善を行うということで、まず班長の報酬額を3万5,000円から年額3万7,000円に、団員の報酬を3万円から3万6,500円に改めるものです。

もう1点ございます。指導員の行を削るという改正です。牛久市消防団組織等に関する規則第2条第1項の規定に基づき設置される役員及びその他の団員としての位置づけが、指導員という位置づけがなされておりませんので、指導員の行を削る改正を行います。

監査委員の名称改正に関しましては令和5年4月30日から、その他の2点に関しましては公布の日から施行するという形になります。

以上でございます。

○藤田委員長 これより議案第5号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 消防団についてなんですけど、団長さんと団員の報酬がかなり差があるわけですね。そうしますと、団長さんの仕事、職務というのはどういう感じで、どこかで火事があった、そのときには消防団員も団長も全員が消火に当たるというふうに、何も知らない私なんかは考えるわけなんですけど、その際に、この格差はどういうふうな、団長の責務というのはどういうふうになっているのかちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 御質問にお答えいたします。

消防団は、組織上、消防団長が1名おりまして、その下に副団長、さらにはその下に各分団がありましてという形になっております。有事の際は、火災も含めまして、団長は常に現場のほうに来て指揮を執るようになります。当然、牛久市の団長は1名でございますので、例えば稲敷地方の7市町村の中でのそれぞれの消防団の会議ですとか、そういったものにも団長が出席をして対応しているというところで、現在、448名の団員の中の1人、団長が1人でいて、いろいろな事務を決めたりとか現場のほうの指示をするというところでございます。

以上になります。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 確認したいと思いますが、団長というのは市に1人という形だから、このように年

額の報酬が違うというふうを考えるわけなんですけれども、それでよろしいですね。確認いたします。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 各市町村で消防団というのを位置づけているわけですが、その消防団の中には団長は1人ということになってございます。なので、稲敷市もこの間、たくさんの市町村が合併して稲敷市となりましたが、団長は1名という形になってございます。

○藤田委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 よろしく申し上げます。

報酬が上がるということで退職金も上がるのかどうかという点と、あと、今度の分団費というのは振込になると思うんです、各個人の。その振込先はみんな提出されているのかということと、牛久市じゃないんですけれども、ほかの市の分団では、振り込まれたお金を1回また分団に戻してやっているようなのが全国に間々あるというふうなことをちらっと聞いたものですから、そういったことのないような指導について、どのように指導しているのかという点をお伺いをいたします。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 防災課中澤でお答えをしたいと思います。

まず、退団のときの退職金のお金は変更ございません。

もう一つ、振込先は、今、各分団員から我々のほうに提出いただいております、ほぼそろってございます。

その後の分団にというお話もございましたが、牛久市のほうではそういった事例、特にあまり都会ではないようなところの分団のほうでそういった事例があったというのを聞き及んでいます。そういったことがございましたので、各分団にも、個人に振り込むために分団でまたプールするようなことがないようにということで通知はしてございます。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 農業委員会のほうのことで伺いたい。月額のほかには能率報酬ということで、先ほど、ちょっと財源のことも少し詳しく伺いたいんですが、それと、予算の範囲内ということ、予算というのは毎年変更などもあり得るのかなと思うんですが、その辺予算によってはその金額が変更になるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

それと今の消防団なんですけれども、指導員というのが位置づけがなかったということだったんですが、なぜそういうふうでないものが今まで残っていたのか、その辺の内容を伺いたいと思います。

○藤田委員長 農業委員会事務局長。

○榎本農業委員会事務局長 農業委員会事務局の榎本です。御質問にお答えいたします。

まず、財源につきましては、農業委員の報酬について、農地利用最適化交付金という交付金がございます。こちらの交付金につきましては、その年度の農業委員の活動の実績、それから牛久

市全体でどの程度農地が集約されたか、その面積など、それを報告し、それを基に国のほうから県へ、そして県から配分されて来るものになっております。それらを財源にしております。

予算の範囲内ということなんですけれども、予算につきましては、現在は前年度の実績を基に予算を計上しておりますが、実績によっては予算をオーバーして来る場合などもありますので、もし予算超過した場合には速やかに補正予算を組みまして、予算のほうを補正いたしまして、その範囲内で規則に基づき配分するような形で考えております。

以上になります。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 こちらに関しましては、私が以前担当していた頃、20年以上ですが、その頃から、すみません、条例中には指導員というものがなかったものです。手当のほうに指導員というのが残っております、そこがですね、すみません、明確になぜ残っていたかというのが、大変申し訳ありません、把握しておりません。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 農業委員会のほうなんですけれども、そうしますと、実績とかに応じて国からの交付金、県から配分をされるということなんです、現在は、農業委員会の委員さんですね、その方たちにとって今回の改正によってプラスになっていくのか、それとも、予算がオーバーした場合には補正予算を組むということなんです、その辺の見通しは今後どういうふうになっていくのか、その辺を確認したいと思います。

指導員のほうは、手当はなかったけれども残っていたということで、その辺は分かりました。

○藤田委員長 農業委員会事務局長。

○榎本農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

これまでは、ある程度の見込みを持ちまして、既に月額として年間に予想される交付金のほうを分配して、それで支給しておりましたが、今回、交付金の要綱のですね、実情に即した形にするために、月額の基本報酬と能率報酬に分けまして、交付金で後から配分される額につきましては、この交付金の額が確定した後に年度末に一括支給するような形に変更いたします。

○藤田委員長 以上で議案第5号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第13号、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第13号について、提案者の説明を求めます。防災課長。

○中澤防災課長 防災課中澤です。よろしく願いいたします。

議案第13号、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。

改正の理由といたしましては、災害の多様化、激甚化により消防団員の負担が大きくなっている一方で、団員数の減少が進み、全国的に団員確保が課題となっている中で、総務省消防庁におきまして、消防団確保のための消防団員の処遇等に関する検討会というものが設置されました。その中で非常勤消防団員の報酬の基準というものが示されまして、当市においても団員の減少に

対応していくために、国から示された基準に従い、条例の改正を行いたいということでございます。

特に、この条例中の第10条が、まず文言の整理が1つ入りまして、10条中、「水火災その他の災害」というものがございました。そこを「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改めるものでございます。

次に、第15条の（1）、費用弁償のところでございますが、災害出動手当3,000円を、4時間未満の災害出動手当が4,000円、4時間以上の災害出動手当8,000円に改めるものでございます。

国から示された根拠といたしましては、地方交付税単価及び類似の業務を行う国家公務員等、予備自衛官というものがございまして、そちらを参考にしつつ、消防団員が市町村の非常勤特別職の地方公務員である一方で、元来、郷土愛護の精神に基づくボランティア的性格も併せ持つことを考慮しまして、標準的な額として定めることが適当であるとの見解でございました。

以上になります。

○藤田委員長 これより議案第13号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 1点だけお願いしたいと思います。

費用弁償のアップというのは理解をいたしました。それに併せて、先ほども諸橋委員のほうからもちよっと出たんですけども、本部員の年報酬というものの見直しというものは今後行っていく考えがあるのかどうかだけお尋ねをしたいと思います。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 お答えします。

本部員の年報酬に関しましては、現行のままで、変更する予定は今のところございません。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 その点については、幹部会議等では話題には出ているのかいないのかだけ確認をしたいと思います。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 この改正につきまして、今年度4回の幹部会議で諮ってきた中で、本部員の報酬に関しては一切出ておりません。

以上になります。

○藤田委員長 以上で議案第13号についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました議案につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第3号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第4号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第5号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第13号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。  
ここで、執行部の方は退席されても結構です。お疲れさまでした。

それでは、引き続きよろしくお願ひします。

次に、令和4年議案第63号、龍ヶ崎地方衛生組合の解散についてを議題といたします。

これより令和4年議案第63号に対する意見を行います。意見のある方は御発言願ひます。石原委員。

○石原委員 この議案、継続審査になっているんですが、前回は閉会中審査をやっているいろいろな議論を重ねましたけれども、関連する他の2議案も含めて、この3議案についてはちょっとまだ納得できない部分があったり、もう少し議会としても調査研究を要する部分が多々あるというふうに判断をいたしますので、継続の扱いというふうにすべきであるというふうに私は考えます。

以上です。

○藤田委員長 ほかにございませんか。黒木委員。

○黒木委員 私のほうも龍ヶ崎の衛生組合のほうに所属してしまして、やはり十分な議論がまだなされていない、それと皆さんの理解がそれに伴って得られていないということで、やはりこの案件は必要なことであるから十分な議論をする必要があるということで、私も継続審議というような方向性でいいのではないかとこのように考えております。

○藤田委員長 今、3本で1つまとめて御意見をいただいたんですけども、今委員の皆様方には63号、64号、65号ということで1つずつお聞きしようと思ったんですけども、3つまとめて御意見をいただくという形よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。（「1個」の声あり）

暫時休憩。

午前10時44分休憩

---

午前10時44分開議

○藤田委員長 再開いたします。

以上で令和4年議案第63号についての意見を終結いたします。

次に、令和4年議案第64号、龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

これより令和4年議案第64号に対する意見を行います。意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 繰り返しになりますが、この64号議案も63号に関連しておりますので、当然に継続の取扱いとすべきであるというふうに考えます。

○藤田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で令和4年議案第64号についての意見を終結いたします。

次に、令和4年議案第65号、稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更についてを議題といたします。

これより令和4年議案第65号に対する意見を行います。意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 この議案も63号、64号とともに関連議案でございますので、同じように継続の扱いにすべきであるというふうに判断をいたします。

以上です。

○藤田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で令和4年議案第65号についての意見を終結いたします。

これより、継続審査となっております案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

初めに、令和4年議案第63号については、継続審査にすべきとの意見がありましたので、継続審査について採決いたします。

令和4年議案第63号は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、令和4年議案第63号は継続審査とすることに決しました。

次に、令和4年議案第64号については、継続審査にすべきとの意見がありましたので、継続審査について採決いたします。

令和4年議案第64号は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、令和4年議案第64号は継続審査とすることに決しました。

次に、令和4年議案第65号については、継続審査にすべきとの意見がありましたので、継続審査について採決いたします。

令和4年議案第65号は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、令和4年議案第65号は継続審査とすることに決しました。

ただいま継続審査することに決しました令和4年議案第63号ないし令和4年議案第65号につきまして、本委員会は閉会中もなお継続審査を要するため、議長宛て閉会中の継続審査の申出をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、議長宛て閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件及び継続審査案件の審査は全て終了いたしました。

次に、付託案件以外の所管事項について御意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御意見がなければ、以上で付託案件以外の所管事項についての意見を終結いたします。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして総務企画常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時49分閉会